

名 称 伊藤新研子工 作所
经营者 伊藤健太郎

資 本 千 圓

事 業 時計硝子製造業

企業系統 ナ

使用労働者 五 名(男)

三 労働者側

争議参加者 五 名

労働組合関係 ナ

四 発出ノ特 昭和六年二月八日

五 発出ノ原因

本月七日 仕事上ノ事ニテ 事業主ハ少年工 藤沼中松ヲ叱責シタ
レニ因レ

六 要求事項兼交渉状況

八月ヨリ罷業シ一同所在不明ト云リ更ニ十一日工場主ノ及有
ラ傍仲トシ職業ヲ申出タルカ 事業主ハ拒絶ノ上解雇スヘキ旨
ヲ申渡スマ翌十二日別記ノ如キ要求書ヲ提出ス

七 経過

事業主ハ未熟疎工ニテハ 業務ヲ遂行スレ能ハサルヲ以テ十二日
要求書ノ提出アルレバ復職ヲ容認スル旨速ニタルニ労働者側ハ
十三日上述ニ對スレ回答ヲ為ス旨ヲ約セリ

右及申(通)報候也